

建設工事における労働災害防止対策

令和6年4月

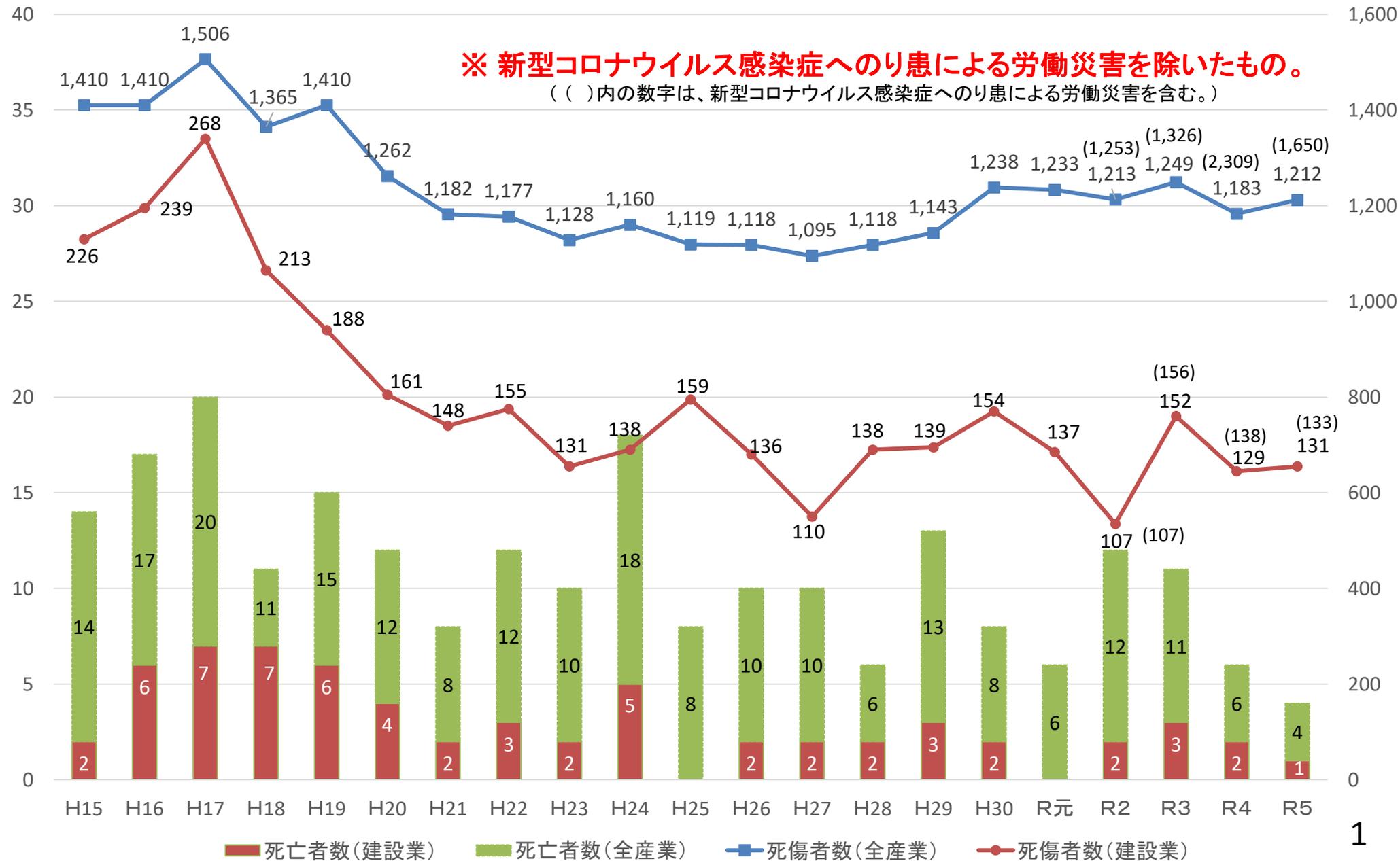


香川労働局

香川県内の建設業の労働災害発生状況の推移

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

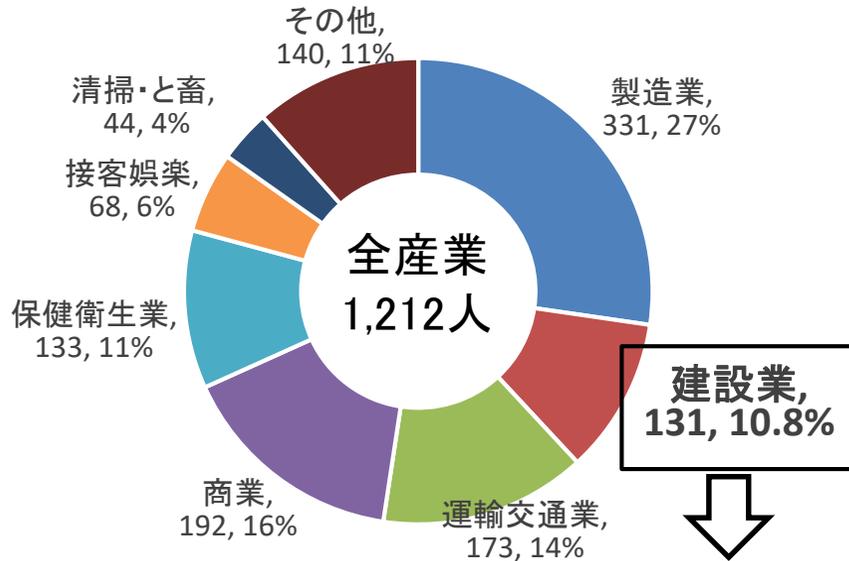
(())内の数字は、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を含む。



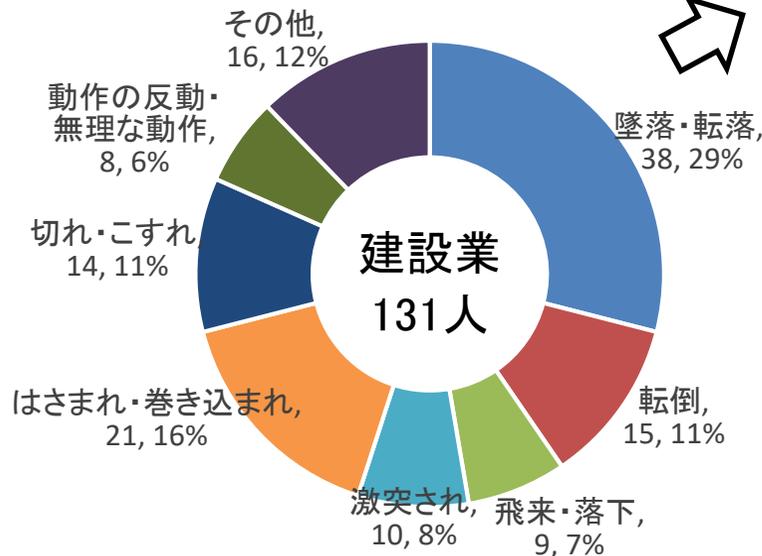
香川県内の建設業の災害発生状況

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

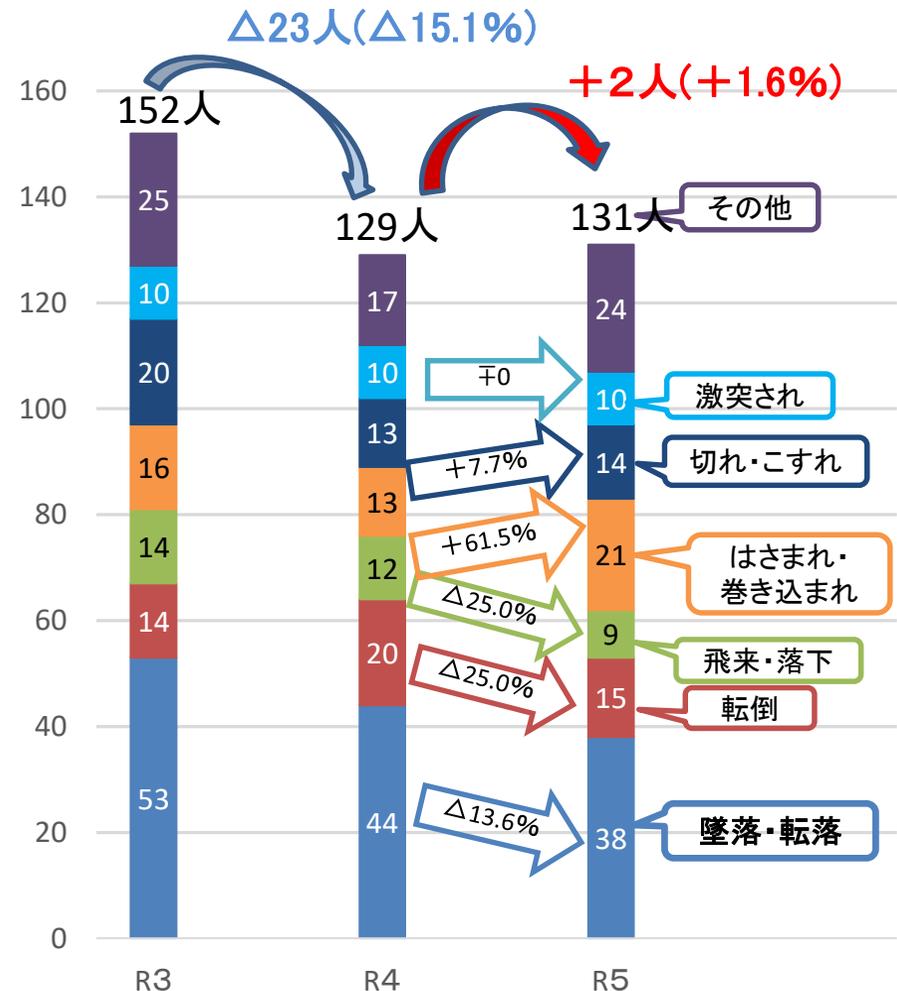
R5 業種別



事故の型別



事故の型別の増減

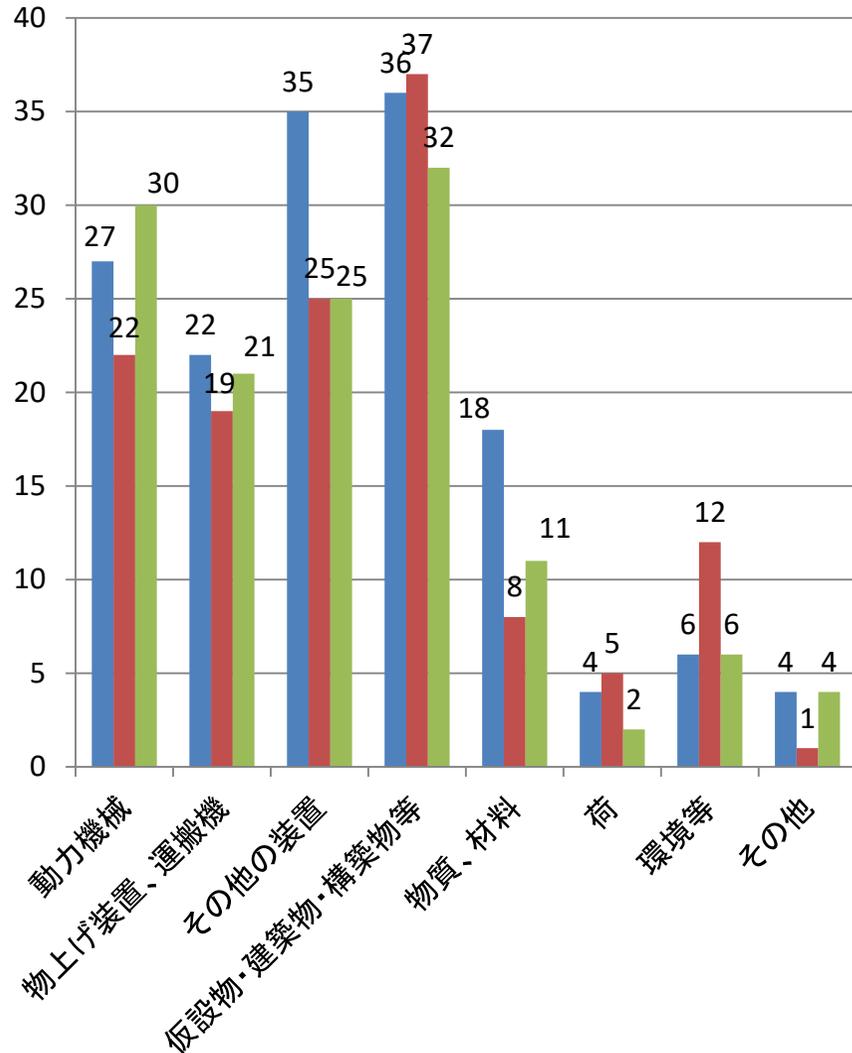


香川県内の建設業の災害発生状況

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

起因物別

■ R3 ■ R4 ■ R5



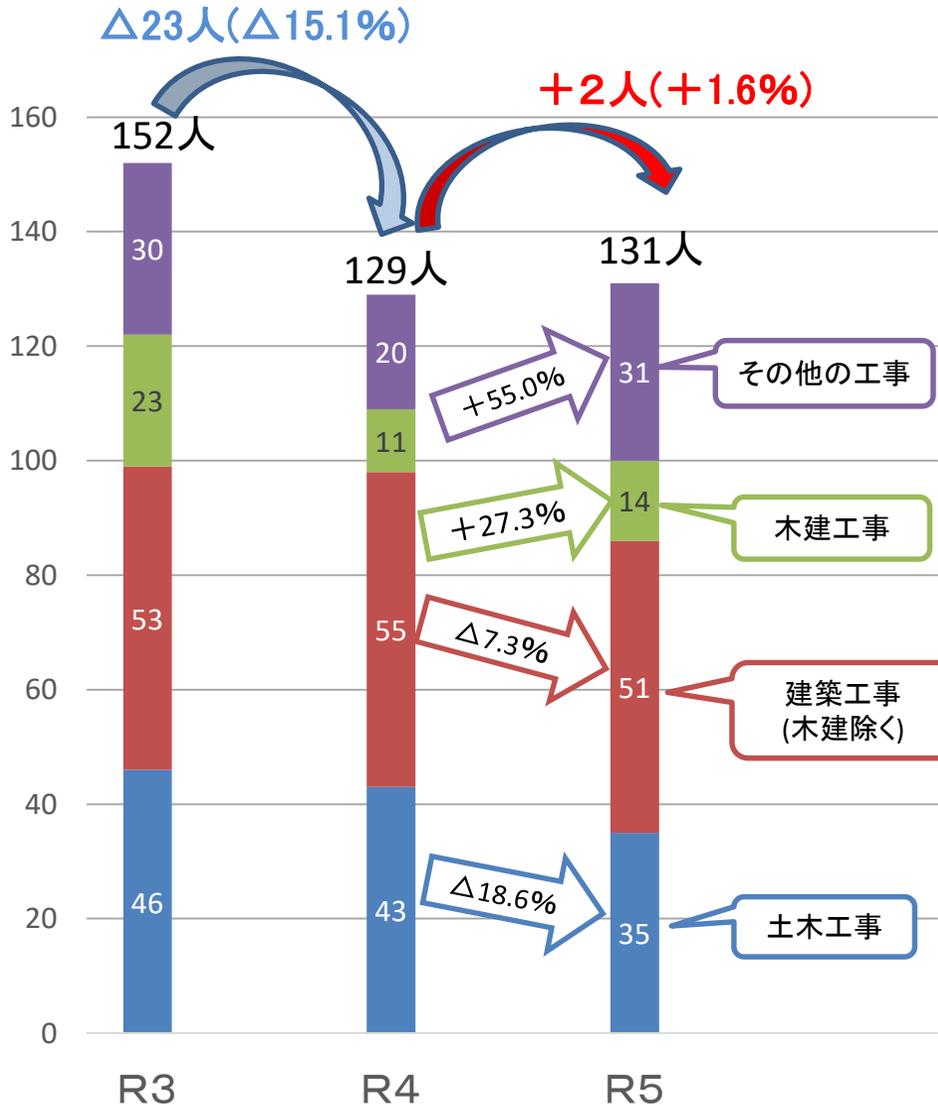
R5 事故の型・起因物別

	動力機械	物上げ装置・運搬機械	その他の装置	仮設物・建築物・構築物等	物質・材料	荷	環境等	その他
墜落・転落	2	4	14	16			2	
転倒		1	2	6	3		2	1
飛来・落下	2	3	1		2	1		
激突され	4	2	2		2			
はさまれ・巻き込まれ	8	4	4	3	1	1		
切れ・こすれ	11		1	1	1			
その他	3	7	1	6	2		2	3

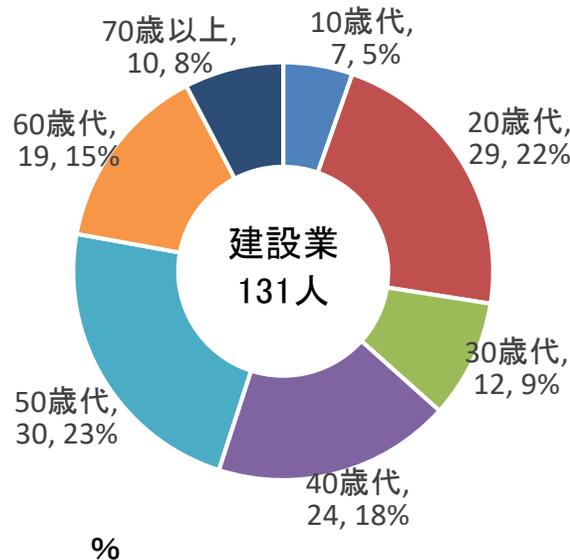
香川県内の建設業の災害発生状況

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

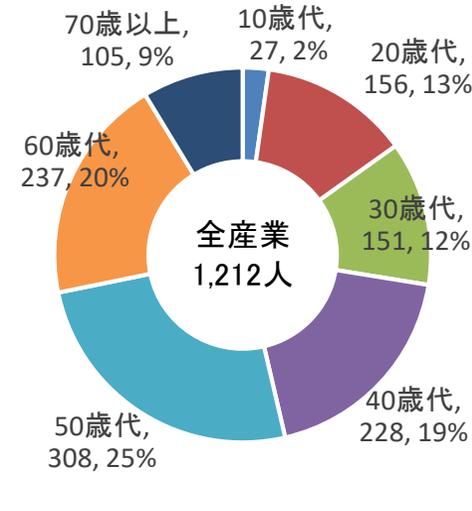
工事種別



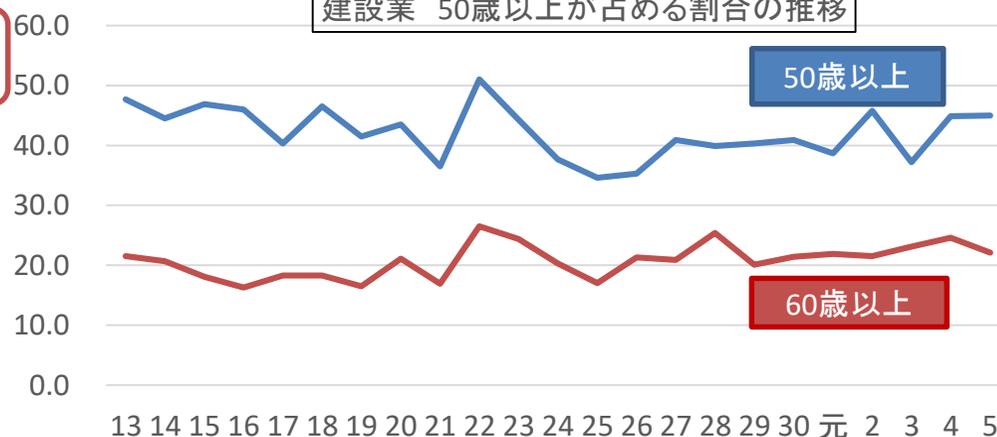
R5 年齢別



参考) 全産業の年齢別



建設業 50歳以上が占める割合の推移



香川県内における労働者の死亡災害一覧

発生年月	業種	発生時間帯	事故の型	年齢	発生状況
5. 11月	土木工事	14時台	崩壊・倒壊	20歳代	地中に埋まった配管の更新工事において、被災者は深さ約2.5m掘削した中で管の接続を行っていたところ、掘削面が崩壊して土砂に埋まったもの。
4. 10月	建築工事	13時台	墜落・転落	60歳代	木造2階建て住宅の2階部分を解体する工事現場において、被災者は高さ約7mの2階屋根に上がって2階屋根の垂木を取り外す作業をしていたところ、地面に墜落したもの。
4. 2月	建築工事	17時台	墜落・転落	40歳代	被災者は、塗装を行っていた工場の屋根の端部を移動中、バランスを崩し外部足場の手すり足場板の間から約15m下の地面に墜落したもの。
3. 8月	建築工事	14時台	墜落・転落	40歳代	被災者は工場屋根点検のため、スレート屋根に上り点検作業を行っていたところ、被災者の足元のスレートが割れ、高さ約9.8mから地上まで墜落したもの。
3. 6月	土木工事	9時台	飛来・落下	40歳代	被災者は地面に掘った深さ2.1mの掘削構内で作業中、掘削面から落下したコンクリート殻に当たったもの。
3. 6月	土木工事	7時台	墜落・転落	40歳代	トラック荷台にあるドラグ・ショベルを被災者が運転して地上に降ろす作業中、ドラグ・ショベルが転落し、アームの下敷きになったもの。
2. 8月	土木工事	16時台	交通事故	60歳代	工事終了後、工事看板を撤去するため、道路の反対側に軽トラックを止め、被災者は道路を渡ろうと路肩で車が途切れるのを待っていたところ、走行中のワゴン車に激突されたもの。
2. 7月	建築工事	8時台	墜落・転落	20歳代	建築物の解体作業現場において、足場を解体中、被災者は同足場の7層目の作業床で作業をしていたところ、同作業床から約12m下の地上に墜落したもの。

香川県内における一人親方等の死亡災害一覧

発生年月	業種	発生時間帯	事故の型	年齢	発生状況
3.8月	役員	13時台	激突され	80歳代	一人作業で、ブルドーザーを運転して整地作業中、一旦停車して、エンジンを切らず降車しようとキャタピラに乗ったところ、走行レバーに触れた為、停車から前進に切り替わり、キャタピラ上から前進方向へ落下し、同車両にひかれたものと推測される。
元.10月	一人親方	9時台	崩壊・倒壊	40歳代	木造住宅内部の造作作業中、屋内で壁に寄り掛かった状態で頭を垂れ座っている被災者が発見されたもの。 状況から、墨付け作業中、壁に立て掛けてあった石膏ボード10枚の裏に墨付けを行うため、ボードを壁から起こし、ボードが壁に倒れる過程で、頭部を激突したものと推測される。
元.9月	中小事業主	8時台	交通事故	50歳代	道路脇で建設中の木造住宅の付帯工事(進入路の拡張)において、型枠作業中、道路からはみ出してきた自動車に激突されたもの。
31.2月	一人親方	10時台	墜落・転落	40歳代	工場屋根の防水工事において、墜落防止設備の設置を行っていたところ、明り採りのワイヤ入りガラスを踏み抜き、約15メートル下に墜落したもの。
29.10月	中小事業主	12時台	墜落・転落	70歳代	S造平屋の倉庫のスレート屋根改修工事中、ビス打ちしてある部分を目印に梁上を歩いていたところ、足が滑り、咄嗟に手を着いたが、梁上でなかったため、スレートを突き破り、約8メートル下に墜落したもの。
26.4月	一人親方	13時台	崩壊・倒壊	70歳代	家屋の風呂場の解体作業中、壁が崩れ、下敷きとなったもの。

第14次労働災害防止計画（概要）令和5年（2023年）4月1日～令和9年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標

主なアウトカム指標

○労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等

・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。

○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。

・60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

○労働者の健康確保対策の推進

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等

・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討） 等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発促進を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。 等

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版の作成等による周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

第14次労働災害防止対策の概要

計画の方向性

- 事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標（新設）

（ア）労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（重点対策②）

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（重点対策③）

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

（ウ）多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（重点対策④）

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

（エ）業種別の労働災害防止対策の推進（重点対策⑥）

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

アウトカム指標

（ア）重点対策②

- 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

- 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

- 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

- 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

- 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標（新設）

（オ）労働者の健康確保対策の推進（重点対策⑦）

- 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進（重点対策⑧）

- 労働安全衛生法第57条と第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（SDS）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とする。とともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
-
- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
- 増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。
※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・ 死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。
- ・ 死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較2027年までに減少に転ずる

令和6年度 建設業における安全衛生対策【概要】

1. 安全対策

- 1 墜落・転落防止対策
 - (ア)足場等からの墜落・転落防止対策
 - (イ)はしご・脚立からの墜落・転落防止対策
 - (ウ)墜落制止用器具の適切な使用
- 2 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止貞作
- 3 建設工事の現場等における荷役災害防止対策
- 4 山岳トンネル工事における安全対策
- 5 転倒災害の防止
- 6 交通労働災害防止対策
- 7 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- 8 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策
- 9 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- 10 高年齢労働者等の労働災害の防止
- 11 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- 12 一人親方等の安全衛生対策
- 13 伐木等作業の安全対策
- 14 安全な建設機械の普及
- 15 建設工事関係者連絡会議の運営等
- 16 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

2. 健康確保対策・化学物質等対策

- 1 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
- 2 熱中症対策
- 3 じん肺予防対策
- 4 騒音障害防止対策
- 5 化学物質による健康障害防止対策
- 6 石綿健康障害予防対策
- 7 危険有害な作業を行う場合の請け負わせる一人親方等への措置

3. その他の安全衛生に係る対策

- 1 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 2 建設業における安全衛生教育の推進

(関連通達)

「令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」(R6.3.29付け 基安安発0329第5号、基安労発0329第2号、基安化発0329第2号)

⇒下線部の項目について、次ページから説明

ガイドラインの目的・改正の主旨

- ・ 足場の組立て、解体又は変更の作業における手すり先行工法の普及促進を図ることにより、労働者の足場からの墜落等を防止すること。
- ・ くさび緊結式足場の普及、最新の技術基準や、足場に係る法令改正を反映すること。

主な改正内容

1. 直近の足場の使用状況の反映

○ くさび緊結式足場の普及の反映

- ・ 近年、主流となっているくさび緊結式足場について、その使用に当たった留意事項等を追記

○ 手すり先行工法の最近のトレンドの反映

- ・ 近年では、「手すり先送り方式」に代わり「手すり据置方式」による手すり先行工法が主流となっていることを反映

2. 足場部材の最新の技術基準等の反映

- ・ (一社)仮設工業会による、足場部材の最新の技術基準(くさび緊結式足場用先行手すり、安全ネット等)の反映

3. 足場に係る法令改正の反映

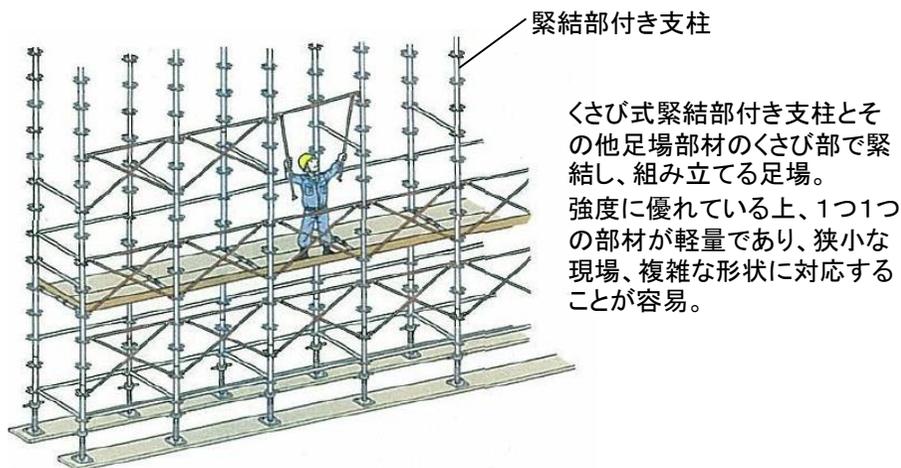
○ 足場の組立て作業の業務に係る特別教育の追加

○ 墜落制止用器具に係る法令改正の反映

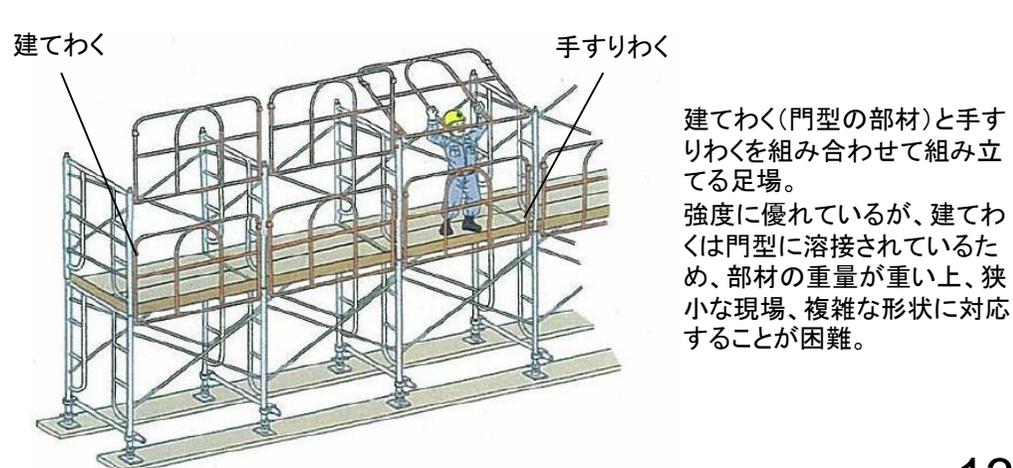
- ・ 「安全帯」→「要求性能墜落制止用器具」
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具の使用に係る特別教育の追加

○ 足場の点検に係る法令改正等の反映

- ・ 点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加
- ・ 組立て等後点検実施者として、足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨



くさび緊結式足場の例



わく組足場の例

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをホルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう



「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落災害防止措置等に係る 改正労働安全衛生規則について

(1-3関係)



1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	●	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。
		△		

○：現行の規則
●：新設
△：望ましい措置

**R5.10.1
施行**

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	<ul style="list-style-type: none"> テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法 	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止 	2時間
	関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法令中の関係条項 	0.5時間
実技教育	<ul style="list-style-type: none"> テールゲートリフターの操作の方法 		2時間

**R6.2.1
施行**

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

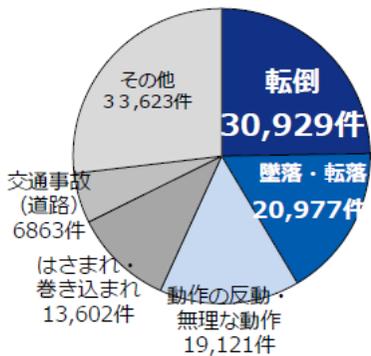
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

**R5.10.1
施行**

事業主の皆さまへ

安全・安心な職場づくり に取り組みましょう

職場における労働災害（年間125,115件）



転倒
全体の
25%



出典：令和2年 労働者死傷病報告より
(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

職場での転倒災害の状況



出典：令和2年 労働者死傷病報告より

安全・安心な職場づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう

厚生労働省
ひと・くらし・みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare



安全・安心な職場づくりのため 転倒防止の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



作業場所の
清掃



毎日の運動



危険箇所の
見える化



手すりの
設置



滑りにくい
靴の着用



厚生労働省
ひと・くらし・みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

「転倒」災害に対する対策②

従業員が安全・安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいなだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました

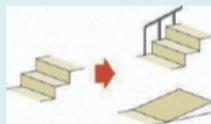


職場のあんぜんサイト『危険箇所の表示等の危険の「見える化」』を参考にしてください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！
手すりの設置や段差を改修して安心！



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に



足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいきますか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策

出所:職場の安全サイト

- 車両系建設機械を運転中に機械と一緒に墜落・転落し、運転者が死亡した災害が、令和3年に10件発生している。すべての災害が不安定の場所から崖下、河川、調整池等に墜落・転落したものであった。
- 労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、安衛則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、転倒又は転落により労働者に危険が生じるおそれのある場合は、誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講じること。

ドラグ・ショベルが山道から転落

ドラグ・ショベル(機体質量1.5t、履帯全幅1m、以下「DS」という。)を用いた掘削作業をAの指示のもと行っていたが、作業終盤にAがその場を離れた直後、DSごと路肩から谷側に転落し、DSから振り落とされ、DSの下敷きになって死亡した。山道は幅員1.6mでコンクリート舗装されていたが、約8度勾配があった。



対策

作業計画なし

- ・車両系建設機械の**転落の防止措置**を講じること。
- ・車両系建設機械を使用するときには常時**誘導者を配置**すること

土砂の除去作業中に路肩から転落

原石の積み込み場から約70mの高さのところにDS2台を乗り入れて、堆積土砂を崖下に落とす作業をしていたところ、被災者がDSごと崖下に転落し、DSから投げ出され死亡した。崩壊しやすい状態にあった路肩に近寄りすぎてDSごと約70m下に転落したものと推定される。



対策

作業計画なし

- ・車両系建設機械の**転落の防止措置**を講じること。
- ・車両系建設機械を使用するときには常時**誘導者を配置**すること

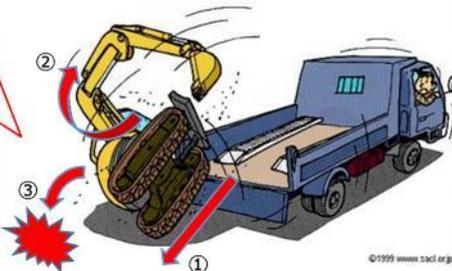
その作業方法、ちょっと待った!! 非常に危険です!! ドラグ・ショベルを降ろす作業中、 機械ごと転落し、挟まれて死亡

高松労働基準監督署 令和3年6月 死亡災害

貨物自動車の荷台に積載していた掘削用機械（ドラグ・ショベル）を降ろすため、バケットを地面に突いて支えにし、履帯（クローラ）先端を着地させた後、バケットを浮かせて旋回をしていたところ、バランスを崩し機械が転倒し、操作者が運転席から投げ出され、その下敷きになった。

- 荷台から斜めに降り、
- ①「地面に履帯先端を付けて機械が斜めになった状態」から、
- ② 旋回すると、
- ③ 重心変化や遠心力で転倒する危険性が非常に高くなる。

※特にダンプ車は荷台が高く、機体が大きく斜めになる。



(公社)建設荷役車両安全技術協会 災害事例イラストより

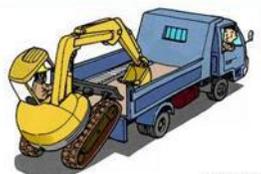
危険

- ・斜めになった状態の不安定な姿勢のドラグ・ショベルを旋回すること
- ・シートベルトを使用していないこと（備え付けられていない）
- ・道板や盛土等の斜路を使用していないこと（作業計画が作られていない）

対策は裏面へ

Q：現場でも動画でも見る方法なので、大丈夫なのは？

A：推奨される技能ではありません。原則禁止として下さい。



(公社)建設荷役車両安全技術協会 災害事例イラストより



こんな積卸し方、していませんか？
web検索結果より

動画サイトでも見かける、このような積卸し方法は大変危険です！ドラグ・ショベルのみで積込む方法が技術のように説明され、プロのテクニックと思われるかもしれませんが、高リスクで曲芸に近いものです。リスクの少ない方法を選択するのがプロです。

ポイント

道板や斜路、積載車など様々な方法があり、それぞれ危険性があります。しかし、安易に危険度の高い方法を選択すべきではありません。

建設機械を移送する時、守るべきこと

— その積み方は技能ではなく、無謀ではありませんか？ —

Q：重機の移送方法に法律上の決め事があるんですか？

A：法令上は、下記のように規定されています。

法 車両系建設機械の移送 労働安全衛生規則第161条

1 事業者は、車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。
- 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適度な勾配を確保すること。

【解釈規程】（昭和47年9月18日 基発第601号の1）

- 1 (略)
- 2 「十分な」とは、積卸しを行う車両系建設機械の重量及び大きさに応じて決定されるべきものであること。
また、「適当なこう配」とは、当該機械の登坂能力等の性能を勘案し、安全な範囲のこう配をいうものであること。
- 3 第3号の盛土の強度については、盛土にくい丸太打ちを施し、かつ、十分につき固めるなどの措置を講ずることにより確保されるものであること。

注意

道板（十分な長さ、幅、強度を有するもの）は、荷台の道板掛けに確実に取り付け。盛土は十分に締固めるなど、細部の確認は抜かりなく！

Q：法令上の作業方法しか認められないのでしょうか？

A：現場に合わせ、危険度の少ない方法を選択して下さい。

より安全に作業を行うため、ローダー等の専用の積載車[※]を使用することも効果的と考えられます。当然、積載車にも使用時の危険性はありますので、メーカー規定の作業方法や使用基準を守ってください。
道板や盛土でも固定や強度が不十分など、転倒災害に繋がる可能性があります。現場の状況等を踏まえ、最適でより安全な方法を採用しましょう！



※セーフティローダーやローダーダンプ、セルフローダーなどと呼ばれるものの内、建設機械の移送に対応した積載車

ポイント

移送方法の決定にあたって、移送を行う事業者だけでなく、現場に合わせた積卸し作業を行う場所や費用の確保など、発注者と元請等による配慮や準備、指導が必要です！

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた競技施設の建設や、首都圏を中心としたインフラ整備、再開発等の建設投資が増大。
 - 一方、新卒者は建設業にそれほど入職せず、若年労働者は減り続けている。
 - この不足を補うために「外国人建設就労者」の就労が進んでいる。
 - これに伴い、労働者死傷病報告で把握できた外国人労働者の労働災害は増加傾向。
 - 平成31年4月に、新たな在留資格（特定技能）が創設され、建設業を含む14分野（※）で外国人材の受入れが始まり、一層、外国人労働者の労働災害防止対策の推進が必要。
- （※）介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

外国人労働者が安全で安心して働く職場環境の整備が喫緊の課題

→ 外国人労働者に対して適切な安全衛生教育等が実施できるよう事業者に対する指導・支援が必要

外国人労働者向け安全衛生教育用教材の作成

※令和元（平成31）年度実施

リーフレット・視聴覚教材等の作成（建設業）

特定技能外国人労働者の受入れ**11業務に関連する主な作業（約50作業）**について、日本語のほか10言語でリーフレット・視聴覚教材を作成。
 ※ 建設業では、①型枠施工業務、②左官業務及び内装仕上げ業務、③コンクリート圧送業務、④トンネル推進工業務、建設機械施工業務及び土工業務、⑤屋根ふき業務、⑥電気通信業務、⑦鉄筋施工業務及び鉄筋継手業務の7業務で教材を作成。

各業務ごとにそれぞれの業務で実施される作業のテキスト（5作業程度）と共通テキスト（建設現場一般、メンタルヘルス対策、熱中症対策、電離放射線障害防止対策）を作成。

【言語】10言語

（英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、カンボジア語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語及びモンゴル語）

・建設業に従事する外国人労働者向け教材（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10973.html#JAPANESE

外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（建設業）
『屋根ふき業務』
 安全衛生のポイント

1. 足場（作業床）の設置

(1) 枠組足場

(守るべきこと)

- ①足場と建築物に寄り連結を設けます。
- ②足場に資材は置けません。
- ③エンドストッパーを設置します。
- ④扉用ネットを設置します。
- ⑤扉体側に欄干ネットは基本を設置します。
- ⑥扉体側にも手すり、中まを設けます。
- ⑦1スパン400kg以下の積載物にします。
- ⑧作業床は40cm以上、隙間は3cm以下にします。
- ⑨足場上では警備禁止用器具(安全帯)を使用します。

外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（建設業）
『Roofing work』
 The important points for Safety and health

1. Installation of scaffold (work platform)

(1) Prefabricated scaffold

(Matters to follow)

- ① Set up a walkway between a scaffold and a building.
- ② Do not place any materials on a scaffold.
- ③ Install end stoppers.
- ④ Install verticals.
- ⑤ Install safety nets at each floor or toe boards on the building side.
- ⑥ Handrails are also installed on the building side.
- ⑦ Load capacity should be 400kg or less per span.
- ⑧ A working platform should be at least 40cm width, and the gap should be at most 3cm.
- ⑨ On a scaffold, use the personal fall arrest systems (fall prevention harness).

外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（建設業）
『Công tác lắp mái nhà』
 Những điểm quan trọng để thi an toàn và sức khỏe

1. BỐ TRÍ GIÀN GIÁO (SÀN LÀM VIỆC)

(1) KHUNG GIÀN GIÁO

(QUY ĐỊNH PHẢI TUÂN THEO)

- ① Bộ tư dựng khung giàn giáo tòa nhà và giàn giáo.
- ② Không đặt vật tư và hiệu trên giàn giáo.
- ③ Lắp đặt nút chặn cuối.
- ④ Lắp đặt lưới chắn đứng.
⑤ Lắp đặt van ngăn chặn đứng cửa và lưới giữa các tầng của khung tòa nhà.
- ⑥ Lắp đặt thanh chống ngang cửa lan can và lan can leo vờ ở cả phía khung của ⑥ tòa nhà.
- ⑦ Quy định tải trọng chất lên giàn 400kg cho 1 nhịp.
- ⑧ Quy định sàn làm việc có chiều rộng trên 40cm và khe hở giữa các tấm sàn ⑧ ở tối đa 3cm.
- ⑨ Ở trên giàn giáo phải dùng dụng cụ an toàn nhân thân (băng an toàn).

○「建設業の一人親方に対する安全衛生教育支援事業」(委託事業)の実施(平成30年度～)

・一人親方に対する安全衛生教育(研修会)の実施(平成30年度～)

令和2年度実績: 全国で開催21回、受講者数736人

令和3年度(予定): 受講者数630人程度

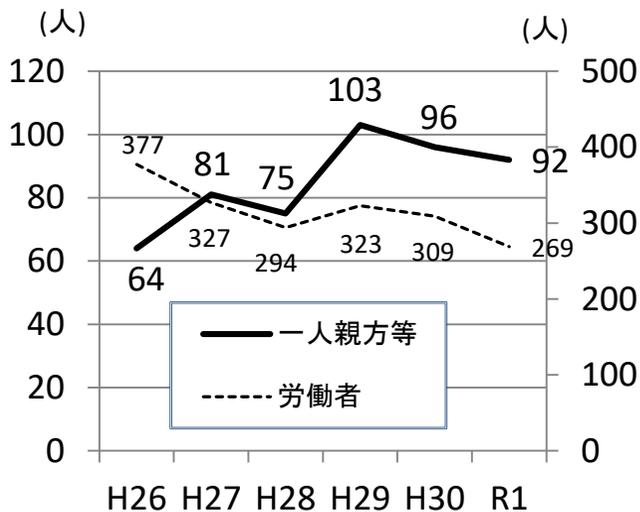
・現場への巡回指導(令和元年度～)

令和2年度実績: 2,066現場

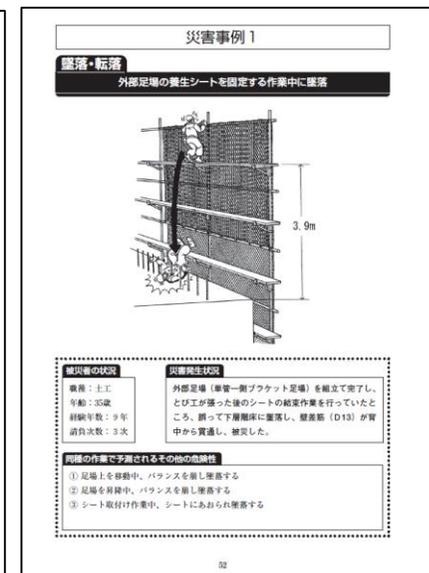
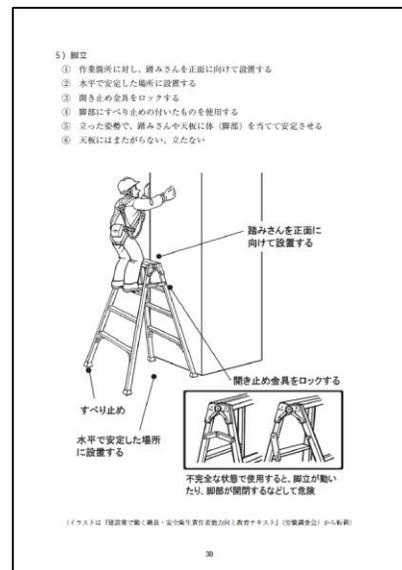
令和3年度(予定): 年間2,400人日(指導員の活動)

※上記に併せて、①一人親方に対する安全衛生教育用テキストの作成、②一人親方向けに、安全衛生対策のポイントをまとめたパンフレット(10万部)の作成・配布

≪一人親方等の死亡災害発生状況≫



≪安全衛生教育用テキスト≫



- ・一人親方に多い作業内容での安全のポイント
- ・一人親方が発生させる可能性が高い災害事例などを掲載

近年、機械による事故の防止をサポートする様々な技術開発が行われているところであるが、産業現場の車両系建設機械においてもこれらの技術を活用し労働災害の防止を推進することが重要である。しかし、資力の乏しい中小事業者等においては、これらの導入は困難であるため、令和6年度も継続して、中小事業者等を対象として、高度な安全性能を有する車両系建設機械の導入等のための経費の一部を補助する標記事業を実施予定。

高度安全機械補助金

補助対象の費用

高度な安全機能を有する車両系建設機械の導入等のために
要する費用

(補助対象経費の1/2又は基準額のいずれか低い方を補助)



建設業労働
災害防止協会

補助金



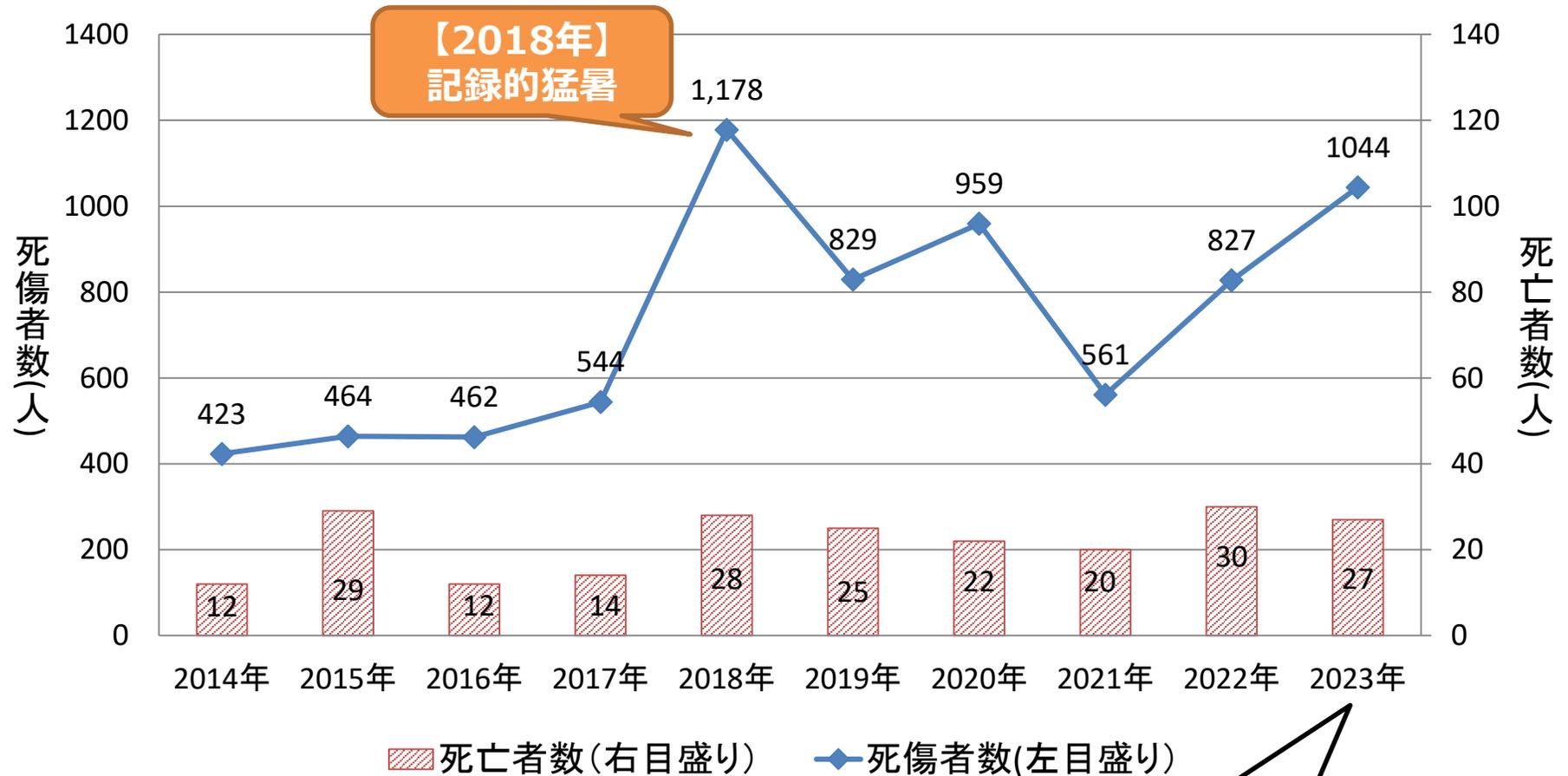
高度安全機械等
導入事業者
(中小事業者等)

安全機能を有する機械を指定

指定された対象機械を導入する
中小事業者等に対し、審査の
上、交付決定

職場における熱中症による死傷者数の推移（過去10年）

(2-2関係)



2023年の値は精査中

第14次労働災害防止計画

トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

第10次粉じん障害防止総合対策

粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施行する事業者は、ずい道等建設労働者が工事毎に就業先を変えることが多い状況に鑑み、事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、平成31年3月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること。

システムの仕組み



システムに登録される情報

- ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所(現住所、住民票地) ・電話番号
- ・建設キャリアアップシステムIDナンバー※(登録している場合のみ)
- ・事業場退場時のじん肺健康診断結果(有所見の場合はエックス線写真を含む)
- ・指導勧奨による特殊健康診断結果(振動、騒音)
- ・現在の事業場における粉じん作業等の職歴

※建設キャリアアップシステムは一般財団法人建設業振興基金が提供するシステムです。

騒音障害防止ガイドラインの改正

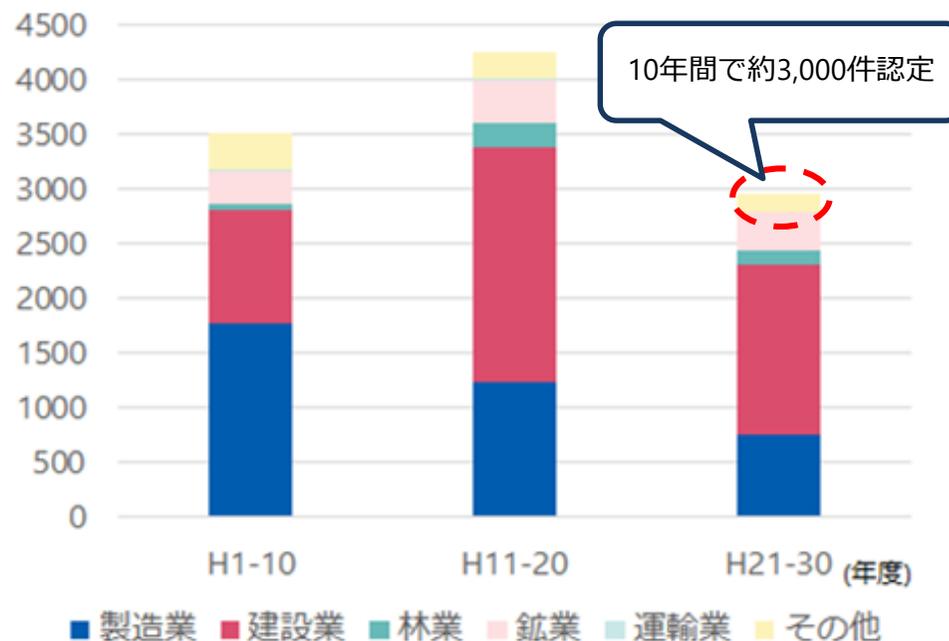
(2-4関係)

厚生労働省では、1992年にガイドラインを定め、騒音障害の防止に努めているが、「騒音性難聴」は、建設業を中心に未だ後を絶たない。

統計からみた騒音性難聴

騒音障害防止のためのガイドラインが制定されて以降、製造業を中心に騒音性難聴による労災新規認定者数は減少傾向にあるものの、全産業で未だ毎年約300人の発生が見られる。また、全産業に占める建設業の割合が最も大きく、4-5割に達している。

騒音性難聴による労災新規認定者数の推移



出典：検討会資料 1 - 5 /H21-30の業種別は、H28-30の調査から推計

騒音障害防止対策は、取組が進んでいる業種はあるものの、騒音障害防止対策の対象となる作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要がある。また、旧ガイドライン策定後における技術の発展や知見の蓄積もある。これらを踏まえ、騒音障害防止のためのガイドラインを改訂。

騒音障害防止のためのガイドラインパンフレット

健康診断

適切な遮音値の聴覚保護具

適切な測定→対策

管理者、労働者への教育

管理者の選任

騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要があります。また、近年の技術の発展や知見の蓄積もあることから、厚生労働省は2023(令和5)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。一度失われた聴力は元に戻りません。適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

ガイドラインの主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期的健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

ガイドラインについてのより詳細な情報は、ガイドライン本文、解説をご確認下さい。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

ガイドラインの対象

作業環境測定が義務づけられている8作業場（別表第一）
+
騒音が生じる可能性の高い52作業場（別表第二）
における業務

手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場

ハンマーを用いて金属の打撃を行う作業場

車両系建設機械を用いた掘削を行う坑内作業場

対象作業場の一覧 **8ページ** →

対象以外の作業場でも、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講じてください。

事業者責務、製造業者留意事項

対象作業場を有する事業者は、ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減等に努めてください。
機械設備製造業者は、騒音源となる機械設備等について、設計および製造段階からの低騒音化に努めるとともに、騒音レベルに関する情報を公表することが望ましいです。

労働衛生管理体制

管理者の選任 New

☑ 衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者を選任し、ガイドラインで定める事項に取り組ませる
選任に当たっての教育 **7ページ** →

元請事業者の責務 New

☑ 建設工事現場等において、元請事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行う

元請事業者が行う「指導・援助」とは、例えば、関係請負人が使用する機械・工具は低騒音なものを選定するよう促す、工事現場において関係請負人へ支給・貸与する設備等の措置によるばく露を低減するための措置を講ずる等がある。

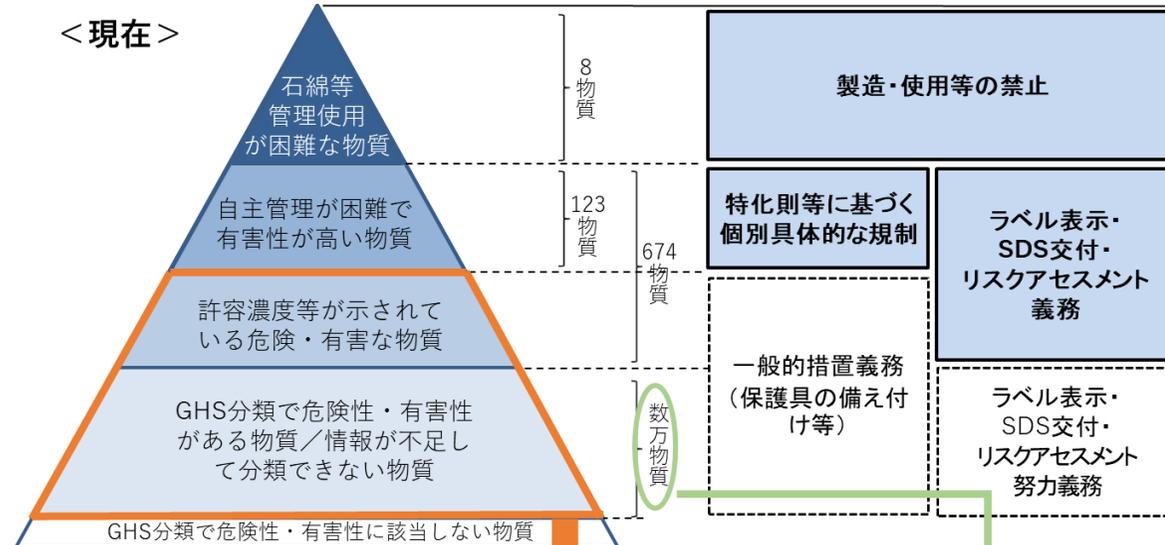
労働安全衛生法における新たな化学物質規制の概要

(2-5関係)

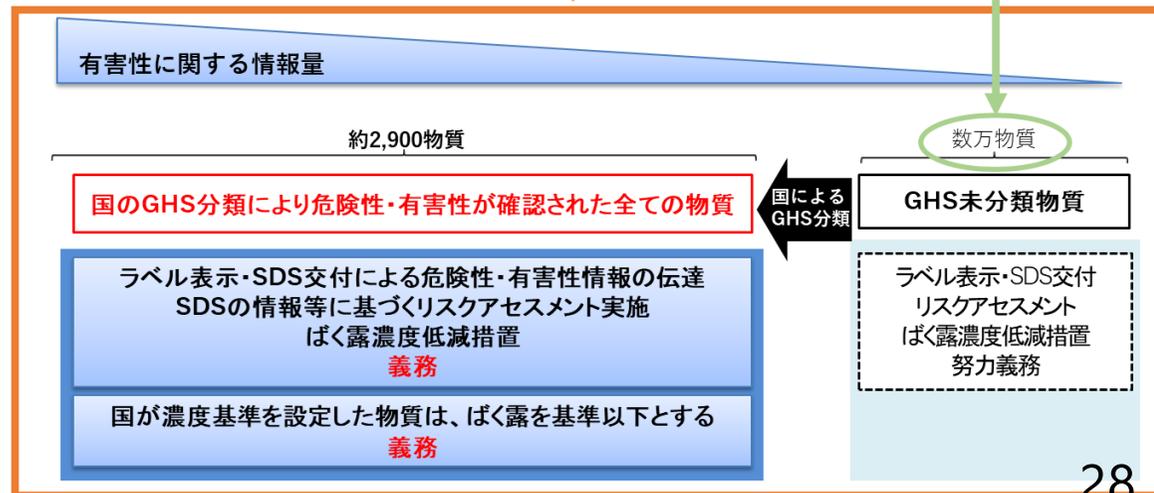
(限られた数の) **特定の化学物質**に対して
(特別則で) **個別具体的な規制**を行う方式

特別則で**未規制の物質**
を主眼として

<現在>



<見直し後>



危険性・有害性が確認された**全ての物質を対象**として、以下を事業者に求める。

- **ばく露を最小限**とする（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露の程度が濃度基準以下になる**
- これらを達成するための手段については、**リスクアセスメントの結果等に基づき、事業者が適切に選択**する

施行期日

(2-5関係)

		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理 体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加		2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行	
	化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示		2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等		2024(R6).4.1施行
実施体制の 確立	がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	
	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充		2024(R6).4.1施行
情報伝達の 強化	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	2023(R5).4.1施行	
	SDS等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化		2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行	
注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	2023(R5).4.1施行		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外		2023(R5).4.1施行	
特殊健康診断の実施頻度の緩和		2023(R5).4.1施行	
第三管理区分事業場の措置強化			2024(R6).4.1施行

石綿障害予防規則等の改正のポイント (令和2年7月公布※令和5年1月公布反映版)

(2-6関係)

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容	
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※ 十四日前</p>	<p>情報提供・費用等の配慮(発注者)</p> <p>事前調査</p> <p>作業計画</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検</p>
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※ 工事開始前</p>	<p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p>	<p>等</p>
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>けい酸カルシウム板1種※2(破砕時) <small>(令和2年10月施行)</small></p> <p>仕上げ塗材(電動工具での除去時) <small>(令和3年4月施行)</small></p> <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>

事前調査結果等の報告(一定規模以上の工事)^{※1}が対象
(令和4年4月施行)

計画届(レベル2も計画届) ※ 十四日前
(令和3年4月施行)

・情報提供・事前調査結果を踏まえた費用等の配慮(発注者)
(令和3年4月施行)

・事前調査
※調査方法を明確化
(令和3年4月施行)

・資格者による調査
(令和5年10月施行※工作物の事前調査は令和8年1月施行)

・調査結果の3年保存

・現場への備え付け
(令和3年4月施行)

・作業計画

・作業状況等の写真等による記録・3年保存
(令和3年4月施行)

・掲示

・湿潤な状態にする

・マスク等着用

・作業主任者の選任

・作業者に対する特別教育

・健康診断

負圧隔離

集じん・排気装置の初回時、変更時点検
(令和3年4月施行)

作業開始前、中断時の負圧点検
(令和3年4月施行)

隔離解除前の取り残し確認
(令和3年4月施行)

等

隔離
※負圧は不要
けい酸カルシウム板1種※2(破砕時)(令和2年10月施行)
仕上げ塗材(電動工具での除去時)(令和3年4月施行)

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用)：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の改正のポイント

(2-6関係)

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます(※)



工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります

一定規模以上の工事は、施工業者(元請事業者)が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

(※) システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年10月1日
着工の工事から!!

- ※
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
 - ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です(石綿が無い場合も報告が必要です)。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修(※1)	解体部分の床面積の合計が80㎡以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事
であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設
備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・
切断・破砕・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。

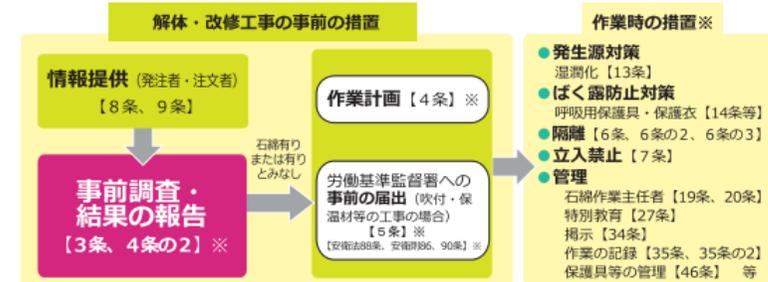
- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、压力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ▶ 発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

※2 定期改修や、法令等に基づく撤去検査等を行う際に
補修や部品交換等を行う場合を含みます。



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りともみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの。
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種手続きについて

事前調査結果報告システムの操作方法について

GビスIDについて

石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用ガイド」をご覧ください。詳細機能「GビスID」を参照してください。

保護対象の見直し

(2-7関係)

改正方針の具体的内容

① 危険有害な作業を請け負う請負人（一人親方、下請業者）に対する保護措置の主な内容

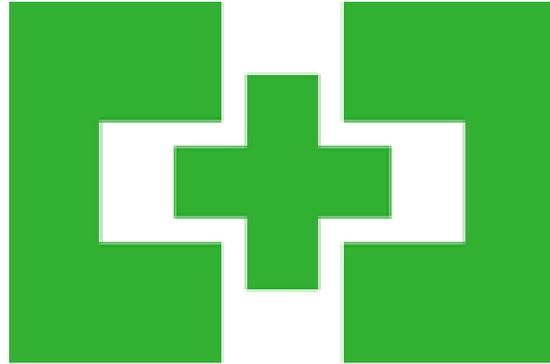
	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	請負人に対する措置 (新たに追加する規定内容)
有害物の発散防止の装置等の稼働	作業中に稼働させる義務	請負人のみが作業する時も稼働させる、使用を許可する等 配慮する義務
マスク等の保護具の使用	保護具を使用させる義務	保護具の使用が必要である旨を 周知する義務
安全確保のための作業方法の遵守	作業方法を遵守させる義務	作業方法の遵守が必要である旨を 周知する義務
作業終了時の身体の汚染除去等	汚染を除去させる義務	汚染除去が必要である旨を 周知する義務

請負人に指揮命令はできないため周知義務

② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（一人親方など）に対する保護措置の主な内容

	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する措置 (新たに追加する規定内容)
危険箇所への立入禁止	立入を禁止する義務	立入を禁止する義務
特定の場所での喫煙・飲食禁止	喫煙・飲食を禁止する義務	喫煙・飲食を禁止する義務
危険性等に関する掲示	掲示して知らせる義務	掲示して知らせる義務
事故発生時の退避	退避させる義務	退避させる義務

- 上記内容の省令改正案については、1月31日の労働政策審議会安全衛生分科会で答申が得られたことから、令和4年4月15日に改正省令を公布され、**令和5年4月1日に施行。**



ご安全に。